

**令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり
映像および広報物制作等業務委託実施要領**

1 目的

本要領は、本業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託

(2) 業務内容および業務期間

別紙令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託仕様書のとおり

3 予算額

委託料の上限は 2,552,000 円（消費税額および地方消費税額を含む。）とする。

なお、様式 8 号には消費税額および地方消費税額を含まない額の記載となるが、上限額との比較は、価格見積書の金額に消費税および地方消費税額を加算した額にて行う。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

項 目	期 日	備 考
公募の開始	令和8年7月10日	多賀町ホームページ掲載
質問の提出期限	令和8年7月17日 17時まで	必着
質問の回答	令和8年7月24日	多賀町ホームページ掲載
参加表明書の提出期限	令和8年7月28日 17時まで	持参または郵送、必着
企画提案書等の提出期限	令和8年8月12日 17時まで	持参または郵送、必着
プレゼンテーション審査	令和8年8月18日（予定）	別途メールにて通知
結果通知	令和8年8月25日（予定）	ホームページ・郵送

契約締結	令和8年9月1日（予定）	別途締結
業務開始	令和8年9月1日（予定）	

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 本町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録している者。ただし、資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。なお、確認の結果、参加資格を満たさないと認められた場合に限り、別途通知する。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）および役員名簿

イ 個人にあつては、身分証明書の写し

ウ 直近年度の国税および地方税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを確認できるもの)

(2) 多賀町建設工事等入札参加停止基準（令和4年公告第114号）および多賀町物品関係入札参加停止基準（令和4年公告第115号）による入札参加停止を受けていないこと。

期間 公募型プロポーザル方式にあつては、公告日現在から受託候補者特定の日まで

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 国税および地方税を滞納していないこと。

7 質問の受付および回答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式1号）により、電子メールで提出すること。

ア 原則 PDF 形式で送付とし、必ず画像 PDF ではなくテキスト埋め込み PDF とすること。

イ 必ず電話で到着した旨確認すること。

ウ 上記以外の形式による質問は受け付けない。

(2) 受付期限 「5 スケジュール 質問の提出期限」のとおり

(3) 提出先 tosho@town.taga.lg.jp

(4) 回答方法 「5 スケジュール 質問の回答」の日までに質問者を伏せた形で多賀町ホームページまたはプロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、当実施要領および仕様書の追加または修正とみなす。

8 参加表明

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および多賀町財務規則（昭和 39 年規則第 3 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式 2 号） 1 部

イ 資格者名簿に未登録の者は、「6 参加資格(1)」記載の書類

(2) 提出期間および時間

「5 スケジュール 参加意思表明書の提出期限」まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒522-0314

滋賀県犬上郡多賀町大字四手 976 番地 2

多賀町立図書館

TEL：0749-48-1142

9 企画提案書作成方法

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および多賀町財務規則（昭和 39 年規則第 3 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 提案書の提出について（様式 4 号） 1 部

イ 企画提案書 6 部（正 1 部+副（正の写し） 5 部）

（ア）規格 任意様式、片面印刷、表紙別 20 ページ以内、A4 横

（イ）記載 正本には表紙に事業者名を記載すること。

副本には事業者名ロゴ等の事業者がわかる記載をしないこと。

ウ 会社概要書（様式 5 号） 1 部

エ 業務実施体制（様式 6 号） 1 部

オ 業務受託実績書（様式 7 号） 1 部

カ 作業計画（任意様式） 6 部（正 1 部+副（正の写し） 5 部）

（ア）規格 任意様式、片面印刷、枚数任意、A4 横

（イ）記載 正本には表紙に事業者名を記載すること。

キ 価格見積書（様式 8 号） 1 部

(2) 提出期間および時間

「5 スケジュール 企画提案書等の提出期限」まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒522-0314

滋賀県犬上郡多賀町大字四手 976 番地 2

多賀町立図書館

TEL：0749-48-1142

10 審査

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、本業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査を行う。

(1) 審査方法

企画提案書等による書面審査およびプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準により審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。プレゼンテーション審査は以下の日程で行う。なお、プレゼンテーションを実施する順番は、参加表明書の受付順とする。

ア 日 時 「5 スケジュール プレゼンテーション審査」 予定

イ 説明時間 20 分以内

ウ 質疑応答 10 分以内

エ 参加人数 3 名（制作責任者、担当者など）以内とする。

オ 審査基準 本書「11 審査項目および審査内容」のとおり

※ 時間・場所等は別途通知する。

※ 応募数により、書類選考（第 1 次審査）を実施する場合がある。

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示するものを手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

なお、プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、パワーポイントのスライドや配布物には、事業者の商号または名称、ロゴ、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。

※ 会場のプロジェクター（HDMI 入力端子）、スクリーンが使用可能であるが、接続については提案者の責任において行うこと。

(2) 審査項目および審査内容

審査は下記審査基準表に基づき採点を行います。

合格基準 各審査委員の持ち点（100 点）を合算した値（満点）が 6 割以上とする。

【審査基準】

評価項目		評価の内容	配点
企画 提案書	当該業務の趣旨・目的の理解度	仕様書により当事業の内容を把握した上で、当該業務の趣旨や目的を理解しているか。	20
	多賀町の特徴	多賀町の独自性のものとなっているか。多賀町の特徴を生かし、アピールしていくことができるものとなっているか。	20
	デザイン、アイデア	子どもが読書活動に参加したくなる斬新かつ見やすいデザインや読書活動推進のアイデアが提案されているか。	15
	具体性・現実性	提案内容を具体化するにあたり、内容全般やスケジュールに無理がなく、現実的か。	15
プレゼンテーション		本業務に対しての熱意やアピールポイントを感じるか。	5
		提案書の内容を理解しやすくする説明となっているか。	5
業務実施体制		類似業務の受託実績を有しており、業務を円滑に実施できる体制となっているか。	10
見積額		全提案者のうち最低見積額/当該提案者の見積額×10 ※小数点以下切り捨て	10
合計			100

※見積額の得点は事務局において計算式に基づき算出し、審査員の評価点に加算する。

【採点基準】(例)

配点	評価の目安と得点表					
	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0
20	20	16	12	8	4	0

11 審査結果

- (1) 通知方法 企画提案書等を提出した全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 「5 スケジュール 審査結果」 予定

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13 契約の方法

受託候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。なお、選定した候補者との契約が成立しない場合は、順次下位候補者と交渉を行う。

14 情報公開および提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、多賀町情報公開条例(平成14年条例第32号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を多賀町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式3号)により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額に消費税および地方消費税額を加算した額が、第3項の提案上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用

(複製、転記または転写をいう。) することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 担当部署

〒522-0314

滋賀県犬上郡多賀町大字四手 976 番地 2

多賀町立図書館

TEL : 0749-48-1142

e-mail : tosho@town.taga.lg.jp

様式 1 号

令和 年 月 日

質問書

多賀町長 久保 久良 様

所在地 _____

商号または名称 _____

担当者名 _____

所属・役職 _____

電話番号 _____

e-mail _____

令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※不足する場合は、適時追加すること。

※質問は 1 行につき 1 点とすること。

※原則 PDF 形式で送付とし、必ず画像 PDF ではなくテキスト埋め込み PDF とすること。

様式2号

令和 年 月 日

参加表明書

多賀町長 久保 久良 様

所在地
商号または名称
代表者氏名 印

下記業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。
なお、参加にあたっては、実施要領等の内容を承知し、参加資格をすべて満たしていることおよび今後提出する書類等の内容について事実と相違ないことを誓約するとともに、事実と異なることが判明した場合または実施要領等の内容に適合しないことが判明した場合は、失格とされても異議を申し立てません。

記

業務名

令和8年度（教生委）第32号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託

担当者連絡先
部署名
職氏名
電話番号
ファックス
e-mail

様式3号

辞退届

令和 年 月 日

多賀町長 久保 久良 様

申請者
所在地
商号または名称
代表者

印

令和 年 月 日付けで令和8年度（教生委）第32号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託に係るプロポーザル参加表明書を提出しましたが、下記により参加を辞退します。

記

辞退の理由

様式4号

令和 年 月 日

多賀町長 久保 久良 様

所在地
商号または名称
代表者氏名 印
電話番号

令和8年度（教生委）第32号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託業務プロポーザルに係る提案書の提出について

このことについて、下記の関係書類を別添のとおり提出します。

記

- | | | |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 提案書の提出について（様式4号） | |
| 2 | 企画提案書 | 6部（正1部+副（正の写し）5部） |
| 3 | 会社概要書（様式5号） | 1部 |
| 4 | 業務実施体制（様式6号） | 1部 |
| 5 | 業務受託実績書（様式7号） | 1部 |
| 6 | 作業計画（任意様式） | 6部（正1部+副（正の写し）5部） |
| 7 | 価格見積書（様式8号） | 1部 |

様式6号

業務実施体制

商号または名称

本業務は、次の体制で実施します。

役割	氏名・役職	主な関連業務実績	担当する業務
管理責任者	氏名 所属・役職	保有資格・専門分野	
担当者	氏名 所属・役職	保有資格・専門分野	
担当者	氏名 所属・役職	保有資格・専門分野	
担当者	氏名 所属・役職	保有資格・専門分野	

配置を予定している主な担当者を記入すること。

行が不足する場合は、適宜追加して構わない。

様式7号

業務受託実績書

商号または名称

当プロポーザル審査に類する業務の過去5年度以内の受託実績は次のとおりです。

番号	受託年度・業務名	発注者	契約金額	業務概要
1	令和 年度		千円	
2	令和 年度		千円	
3	令和 年度		千円	
4	令和 年度		千円	
5	令和 年度		千円	

注1) 複数ある場合は、契約金額が大きい順に上位5件までとする。

様式 8 号

価格見積書

令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記の金額にて提案いたします。

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

※上記金額に消費税および地方消費税を加算した額が、提案上限額（2,552,000 円）を超過しないこと

多賀町長 久保 久良 様

令和 年 月 日

提案者

所在地

商号または名称

代表者職氏名

印

〈備考〉

- ・金額は算用数字で表示し、頭書に¥の記号を入力すること。
- ・消費税および地方消費税額を含まない金額にて提出すること。ただし、提案上限額は消費税および地方消費税額を含む金額であるため留意すること。
- ・仕様書に基づく「必須事業」と「提案事業」に区分し、業務内容および人件費等の積算内容が分かる内訳書（任意様式）を添付すること。